

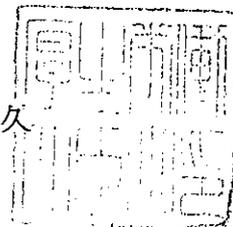
厚生労働省発職 0329 第1号

平成 28 年 3 月 29 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

(職業能力開発局関係)

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一〇九 (略)

十 キャリア形成促進助成金制度の改正

(一) 一般型訓練を一般企業型訓練に名称を変更し、助成要件に、労働協約、就業規則又は事業内職業能力開発計画において、定期的なキャリアコンサルティングの機会の確保に係る措置を定めていることを加えること。

(二) 成長分野等人材育成型訓練及びグローバル人材育成型訓練を統合し、名称を成長分野等・グローバル人材育成型訓練とすること。

(三) 認定実習併用職業訓練について、中小企業事業主以外の事業主を助成対象に加え、当該訓練に要した経費等の三分の一の額及び当該訓練期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となった労働時間数に

ついて、一時間当たり四百円並びに当該訓練（実習に限る。）の実施時間数について、一時間当たり四百円を支給するものとする。また、中小企業事業主に係る当該訓練（実習に限る。）について、一時間当たりの支給額を六百円から七百円に引き上げること。

(四) 育休中・復職後等能力向上型訓練について、助成対象となる訓練の実施時間数を二十時間以上から十時間以上へ緩和すること。

(五) ものづくり人材育成訓練を特定分野認定実習併用職業訓練に名称を変更し、助成対象分野を製造業、建設業、情報通信業その他高度で実践的な訓練の必要性の高い分野とすること。

(六) 中高年齢者雇用型訓練を創設し、当該訓練に要した経費等の三分の一（中小企業事業主の場合は二分の一）の額及び当該訓練期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となった労働時間数について、一時間当たり四百円（中小企業事業主の場合は八百円）並びに当該訓練（実習に限る。）について、一時間当たり四百円（中小企業事業主の場合は七百円）を支給するものとする。

(七) 能力評価の基準に準拠した職業訓練等若しくは能力評価を行うための措置、定期的なキャリアコンサルティングの機会の確保、技能検定を受ける機会の確保等、教育訓練休暇等を与え自発的職業能力

開発を受ける機会の確保又は事業主が実施する職業能力検定を受ける機会の確保を通じた職業能力の開発等を促進する措置のいずれかを導入し、かつ、当該措置の適用を受ける被保険者が生じた事業主に対し、二十五万円（中小企業事業主の場合は五十万円）を支給するものとする。

(八) 団体等実施型訓練を一般団体型訓練に名称を変更すること。

(九) 構成事業主の雇用する労働者を対象として、構成事業主による能力評価の基準に準拠した職業訓練等若しくは能力評価、教育訓練プログラム又は職業能力検定の措置の導入を支援する事業主団体等に対し、当該措置の適用を受ける被保険者が生じた場合に、当該措置の導入の支援に要した費用の額の三分の二に相当する額を支給するものとする。

(十) 若年人材育成型訓練、成長分野等・グローバル人材育成型訓練、熟練技能育成継承型訓練、認定実習併用職業訓練、育休中・復職後等能力向上型訓練、中長期的キャリア形成訓練、特定分野認定実習併用職業訓練及び中高年齢者雇用型訓練について、定期的なキャリアコンサルティングの機会の確保に係る措置を行った事業主又は青少年の雇用の促進等に関する法律第十五条の認定を受けた事業主に対する経費助成について、三分の一（中小企業事業主の場合は二分の一）を二分の一（中小企業事業

主の場合は三分の二)に、二分の一(中小企業事業主の場合は三分の二)を三分の二にそれぞれ引き上げることを。

(土) 特定被災区域内の事業主を対象とする特例措置について、平成二十九年三月三十一日まで延長すること。

十一 企業内人材育成推進助成金の廃止

企業内人材育成推進助成金を廃止すること。

十二 認定訓練助成事業費補助金制度の改正

特定被災区域内の事業主等を対象とする特例措置について、平成二十九年三月三十一日まで延長すること。

十三 (略)

第二 (略)

第三 その他

一 この省令は、平成二十八年四月一日から施行すること。

- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置等を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。